



改め、「精神保健福祉課」を「障害者支援総室」に改め、同表中

熊本県非常勤職員採用試験 (こども総合療育センター 非常勤職員)	受験者に対して総合得点及び総 合順位	合格発表の日から1 月	知的障害福 祉課
熊本県非常勤職員採用試験 (食鳥検査獣医師嘱託員)	受験者に対して総合得点及び総 合順位	合格発表の日から1 月	食品衛生課
熊本県非常勤職員採用試験 (食肉衛生検査所非常勤職 員)	受験者に対して総合得点及び総 合順位	合格発表の日から1 月	食品衛生課

を

熊本県非常勤職員採用試験 (こども総合療育センター 非常勤職員)	受験者に対して総合得点及び総 合順位	合格発表の日から1 月	障害者支援 総室
熊本県非常勤職員採用試験 (食肉衛生検査関係非常勤 職員)	受験者に対して総合得点及び総 合順位	合格発表の日から1 月	食品衛生課

に、

熊本県非常勤職員採用試験 (くまもと県民交流館情報 ライブラリー嘱託員)	1次試験不合格者に対しては1 次試験の得点及び順位、2次試 験受験者に対しては総合得点及 び総合順位	合格発表の日から1 月	男女共同参 画・パート ナーシップ 推進課
--	---	----------------	--------------------------------

を

熊本県非常勤職員採用試験 (くまもと県民交流館情報 ライブラリー嘱託員)	1次試験不合格者に対しては1 次試験の得点及び順位、2次試 験受験者に対しては総合得点及 び総合順位	合格発表の日から1 月	男女共同参 画・パート ナーシップ 推進課
熊本県非常勤職員採用試験 (消費生活相談員)	受験者に対して総合得点及び総 合順位	合格発表の日から1 月	消費生活セ ンター

に、

熊本県非常勤職員採用試験 (公物等指導員)	1次試験不合格者に対しては1 次試験の得点及び順位、2次試 験受験者に対しては総合得点及 び総合順位	合格発表の日から1 月	道路総務課
熊本県非常勤職員採用試験 (道路管理嘱託員)	1次試験不合格者に対しては1 次試験の得点及び順位、2次試 験受験者に対しては総合得点及 び総合順位	合格発表の日から1 月	道路総務課

を

熊本県非常勤職員採用試験 (公物等指導員)	1次試験不合格者に対しては1 次試験の得点及び順位、2次試 験受験者に対しては総合得点及 び総合順位	合格発表の日から1 月	道路総務課
--------------------------	---	----------------	-------

に

改める。

#### 熊本県告示第 827 号

平成 17 年 6 月 10 日熊本県告示第 754 号の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

平成 17 年 6 月 24 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

第 3 項第 1 号中「平成 17 年 10 月 4 日（火曜日）」を「平成 17 年 10 月 5 日（水曜日）」に改める。

**熊本県告示第 828 号**

次の森林を保安林予定森林にするので、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 30 条の 2 の規定により告示する。

平成 17 年 6 月 24 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県天草郡河浦町大字崎津字月ヶ浦 938
- 2 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び熊本県天草地域振興局並びに河浦町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**熊本県告示第 829 号**

次の森林を保安林予定森林にするので、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 30 条の 2 の規定により告示する。

平成 17 年 6 月 24 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県天草郡天草町高浜字下内野 2454 から 2456 まで、2561
- 2 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び熊本県天草地域振興局並びに天草町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**熊本県告示第 830 号**

次の森林を保安林予定森林にするので、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 30 条の 2 の規定により告示する。

平成 17 年 6 月 24 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県天草郡天草町下田南字七兵衛 4873 の 2、字立石 4879 の 2
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字七兵衛 4873 の 2（次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県天草地域振興局並びに天草町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**熊本県告示第 831 号**

次の森林を保安林予定森林にするので、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 30 条の 2 の規定により告示する。

平成 17 年 6 月 24 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県天草郡新和町大多尾字前田 3599 の 1、3599 の 2
- 2 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。